

年収の壁

Q：年収の壁が話題になっていますが、年収に応じてどのような影響がありますか。

A：税と社会保険の負担で働き控え

年収が一定額を超えると税金や社会保険料の負担が生じます。この負担により手取額が減少しないように、働くことを控えてしまう問題がいわゆる「年収の壁」です。

年収の壁のイメージ①

給与年収	100万円超 103万円以下	103万円超 ～約106万円	約106万円～ 130万円未満	130万円以上
住民税	課税(扶養の状況等で異なる)			
所得税	無	課税(扶養の状況等で異なる)		
社会保険料	無		一定要件に 該当で負担有	負担有

1. 年収が 103 万円を超えると

給与年収が 103 万円（住民税は 100 万円）を超え、扶養親族や他の所得控除が無い場合等では、所得税と住民税の負担が生じます。住民税の基準額（100 万円）は自治体ごとに異なる場合があります。また、19 歳～22 歳（その年 12 月 31 日現在）の学生アルバイト等で給与年収が 103 万円を超える場合、親の特定扶養親族から外れ、親の手取額の減少要因となります。

2. 月収が 8.8 万円（年収約 106 万円）以上になると

従業員数 51 人以上の事業所に勤務する方で、所定内賃金が月額 8.8 万円（年換算で 105.6 万円）以上になり、さらに週の所定労働時間が 20 時間以上等の要件を満たす場合には、社会保険料の負担が生じます。なお、所定内賃金については、基本給・諸手当を対象とし、通勤手当・残業代・賞与等は除きます。

3. 年収が 130 万円以上になると

給与年収が 130 万円以上になると、社会保険で扶養に入っている場合でもその扶養から外れ、社会保険料の負担が生じます。

4. 年収が 150 万円を超えると

配偶者の給与年収が 150 万円を超える場合の配偶者特別控除の金額については、配偶者の給与年収に応じて段階的に減少し、配偶者の給与年収が 201.6 万円以上になると配偶者特別控除の金額がゼロになります。

年収の壁のイメージ②

配偶者の給与年収	150万円以下	150万円超
配偶者控除・ 配偶者特別控除	-	配偶者の所得に応じて段階的に減額 控除を受ける方の所得要件(合計所得金額1,000万円以下)

令和 7 年度税制改正等の動向にご注目ください。

令和 6 年 12 月
税理士法人石井会計